

休校措置について

1. 休校とする主な条件

- ・ 大阪府下のいずれかの地域に「レベル5 特別警報」または「特別警報」、「レベル4 危険警報」、「暴風警報」が発表されている場合。
- ・ JR 大阪環状線の運行が災害等により止まり、交通途絶した場合。
- ・ その他、学校長が生徒の安全確保の観点から休校が必要と判断した場合。

2. 判断基準と時刻

・【昼間部】

判断時刻	状況	措置
午前8時	上記警報が継続中 または JR 大阪環状線の運行が止まっている場合	午前休校
午前10時	上記警報が解除 かつ JR 大阪環状線の運行が開始している場合	午後から 面接指導や試験を 実施
午前10時	上記警報が継続中 または JR 大阪環状線の運行が止まっている場合	休校

・【日・夜間部】

①月曜日・金曜日および水曜日（試験実施日）

判断時刻	状況	措置
午後4時	上記警報が継続中 または JR 大阪環状線の運行が止まっている場合	休校

②日曜日

判断時刻	状況	措置
午前7時	上記警報が継続中 または JR 大阪環状線の運行が止まっている場合	午前休校
午前10時	上記警報が解除 かつ JR 大阪環状線の運行が開始している場合	午後から 面接指導や試験を 実施
午前10時	上記警報が継続中 または JR 大阪環状線の運行が止まっている場合	休校